

## 产学連携専門家派遣要綱

(平成 15 年 10 月 1 日副理事長決裁)

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大学等の研究機関との連携により、商品の開発や業務の改善等を進める企業に対し、技術等のアドバイスを行う専門家の派遣に関する事項について定めるものである。

### (定義)

第2条 前条でいう専門家とは次のとおりとする。

- (1) 大学、工業高等専門学校等研究機関の教員。
- (2) その他、公益財団法人仙台市産業振興事業団理事長（以下「理事長」という。）が適當と認める者。

### (要請)

第3条 派遣を希望する企業は、产学連携専門家派遣要請書（様式1）を理事長あてに提出するものとする。また、仙台市及び仙台市産業振興事業団が、専門家の派遣が有用と判断した場合、仙台市産業振興事業団の担当が派遣対象企業と協議の上、产学連携専門家派遣依頼書（様式1—1）を理事長あてに提出するものとする。

### (派遣等)

第4条 理事長は、产学連携専門家派遣対象企業の依頼内容に応じて適切な専門家を選定し、対象企業に派遣する。

- 2 理事長は、前項において選定した専門家に対し、派遣依頼書（様式2）により派遣の依頼を行うものとする。
- 3 理事長は、派遣対象企業に対して、派遣決定通知書（様式3）により派遣決定の通知を行うものとする。
- 4 派遣された専門家は、派遣用務終了後速やかに产学連携専門家派遣業務報告書（様式4）を理事長に提出しなければならない。

### (再派遣)

第5条 理事長は、前条第4項の報告に基づき、再度専門家の派遣が必要と判断した場合は、適切な専門家を選定し、要請企業に対し、再度派遣することができる。

- 2 理事長は、前項において選定した専門家に対し、再派遣依頼書（様式5）により派遣の依頼を行うものとする。
- 3 理事長は、派遣要請企業に対して、再派遣決定通知書（様式6）により派遣決定の通知を行うものとする。
- 4 派遣された専門家は、派遣用務終了後速やかに产学連携専門家再派遣業務報告書（様式7）を理事長に提出しなければならない。

(専門家への謝礼金等)

第6条 理事長は、前条第4項及び第4条第4項の報告に基づき、内容を審査のうえ専門家に対して謝礼等を支払うものとする。

2 専門家への謝礼金は、派遣1回につき30,560円とする。

3 派遣企業までの交通費については、公益財団法人仙台市産業振興事業団旅費規程に基づき支払うものとする。

4 謝礼金及び旅費は、公益財団法人仙台市産業振興事業団が全額負担するものとする。

(効果の把握等)

第7条 派遣を受けた企業は、用務完了後において理事長が実施する事業効果把握のためのヒアリング調査等に協力するものとする。

(成果の普及)

第8条 理事長は、派遣を受けた企業の了解を得た後に、同様の問題を抱える企業等に対して情報を提供できるものとする。

(助言等の責任)

第9条 理事長は、派遣を受けた企業等が専門家の助言等によって生じたいかなる不利益についても、その責任は負わないものとする。

(その他)

第10条 その他、この要綱に記載のない事項については、必要に応じてその都度理事長が定める。

(施行)

第11条 この要綱は平成15年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成24年4月2日から施行する。

附則

この改正は、令和元年10月1日から施行する。

附則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。